

平成27年第13回福岡県教育委員会会議（臨時会）会議録

1 開催日時

平成27年6月18日（木）14時00分から15時40分まで

2 場所

福岡県庁4階 教育委員会会議室

3 出席委員

住吉徳彦、奥田竜子、清家渉、久保田誠二、宮本美代子、城戸秀明（教育長）

4 欠席委員

なし

5 出席事務局職員

教育次長 西牟田龍治、理事 友野晃、総務部長 川添弘人、
教育企画部長 吉田法稔、教育振興部長 辰田一郎、総務課長 木原茂、
財務課長 後藤和孝、文化財保護課長 赤司善彦、企画調整課長 日高公德、
社会教育課長 上田哲子、教職員課長 原田靖、施設課長 平川真一、
高校教育課長 中島良博、義務教育課長 相原康人、
人権・同和教育課長 高田裕康、体育スポーツ健康課長 寺崎雅巳

6 傍聴者等数

1名

7 会議

14時00分、住吉委員長が開会を宣言し、本日の議題について非公開発議の有無の確認を行った。

第20号議案「福岡県文化財保護審議会専門委員の人事について」及び第21号議案「福岡県社会教育委員の人事について」は、奥田委員から、いずれも人事に関する案件のため非公開とする発議があり、直ちに採決され、出席委員の3分の2以上の賛成をもって非公開と決定された。

その他の議案については、非公開の発議なく公開と決定された。

(1) 報告

- ・教育費予算に対する意見の申出について（平成27年度当初予算）

後藤財務課長から、平成27年6月定例県議会に提案される平成27年

度一般会計当初予算のうち、教育に関する事務に係る部分の6月定例県議会提案について、知事から意見の聴取があり、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理をしたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、住吉委員長から、当初予算に対する人件費比率について質問があった。

これに対して、後藤財務課長から、3,553億6,500万円余の当初予算に対して、人件費総額は3,262億円余となっており、91.8%である旨の説明があった。

次いで、住吉委員長から、「地域参画型小中学校支援体制構築費」の事業内容について質問があった。

これに対して、日高企画調整課長から、「コミュニティ・スクール導入促進事業」は、コミュニティ・スクール導入を促すために、検討委員会の設置や先進事例の視察等の取組に関する経費を補助するものであり、現在は16市町村で実施しているが、今年度から各年度5市町村ずつ、3年間で県内市町村の約半数程度の計31市町村まで増加させる旨の説明があった。また、「学校支援地域本部導入促進事業」については、学校支援地域本部導入を促すために学校支援コーディネーターの配置経費等を補助するものであり、現在県域では実施しておらず、今年度18市町村、政令市及び中核市を除く、県内中学校区の約3分の1で実施するものである旨の説明があった。

次いで、住吉委員長から、放課後学習活動については、学童クラブ等非常に多岐にわたって分散化しているが、教育委員会で実施している事業にはどのようなものがあるかの質問があった。

これに対して、上田社会教育課長から、市町村への放課後学習の場の立ち上げ支援事業として、昨年度まで「寺子屋事業」を実施していたが、今回、当該事業を発展的に拡大させた「学び道場」を実施することとしている旨の説明があった。また、知事部局においては、アンビシャス運動を実施している旨の説明があった。

住吉委員長から他の意見の有無を問い、これについては承認された。

- ・ 条例の提案に対する意見の申出について

後藤財務課長から、「東日本大震災の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例の一部を改正する条例」の平成27年6月定例県議会提案について、知事から意見の聴取があり、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理をしたので、

同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものである旨の説明があった。

本条例案は、東日本大震災の被災者に対する使用料及び手数料の免除等の措置を平成29年7月26日まで継続することに伴い、東日本大震災の被災者に対する使用料及び手数料の免除に関する条例の有効期限を延長するものである旨の説明があった。なお、使用料及び手数料の免除状況については、平成23年度に19人、平成27年度に3人の入学料免除を実施している旨の説明があった。

次いで審議が行われ、住吉委員長から、被災者に対するカウンセリングについての確認があった。

これに対して、後藤財務課長から、県の防災危機管理局の集計では、現在福岡県内に約700名の被災者が在住しており、被災者の就職支援等は現在も行われている旨の説明があった。

住吉委員長から他の意見の有無を問い、これについては承認された。

(2) 協議

- 平成27年度「福岡県教育施策実施計画」の策定について

日高企画調整課長から、福岡県教育施策実施計画は、福岡県総合計画における教育分野について、本県の教育振興基本計画として位置付けた上で、教育委員会所管分野に係る各年度の実施計画として策定しているものであり、平成27年度版の策定にあたっては、前年度の方針及び構成を基本として、国及び県の動向に合わせた修正を加えて作成することとしているが、平成27年度は統一地方選の関係により暫定予算編成であったため、暫定版の実施計画を昨年度末に策定していた旨の説明があり、今回、平成27年度当初予算に計上している新規重点事業等を反映させたものを改めて作成したものであり、本日の協議内容等を踏まえ、次回教育委員会会議において最終的な議案として提出したい旨の説明があった。

次いで審議が行われ、宮本委員から、文部科学省「全国学力・学習状況調査」の学ぶ意欲に関連する項目で、「家で自分で計画を立てて勉強」という項目について、「全くしない」、「あまりしていない」が半数以上であったとの結果がでているが、この質問項目はどの部分に重点が置かれているのかとの質問があった。

これに対して、相原義務教育課長から、本項目は児童生徒向けの調査であるが、「家で」及び「計画を立てて」の両方をセットにした形式での質問及び回答であり、学習時間については別途調査がなされている旨の説明があった。

次いで、宮本委員から、平成27年度施策の基本的なねらいの中で、「教

育力向上福岡県民運動の6年間の総括・検証を踏まえ、新たな学校教育関連施策の基本的方向性について検討します。」とあるが、今回の計画においては何か具体的な内容が盛り込まれているのかとの質問があった。

これに対して、日高企画調整課長から、教育力向上福岡県民運動は平成26年度をもって一旦区切りをつけることとなったが、例えば県民運動の推進事業として実施していた通学合宿事業等は、県民運動という冠を外した形で継続して実施することとしており、そのような県民運動の財産である取組みは引き継いでいくこととしている旨の説明があった。

次いで、久保田委員から、現代社会は急速に情報化しており、今後はICTを活用した事業が非常に重要になると思われる。教員のスキル習得に加えて、子どもたちへ正しい使い方を教育していくことが大事であり、今後、更に力を入れていく事業ではないかと思うとの意見があった。

これに対して、日高企画調整課長から、ICT活用教育研究事業として、平成26年度から輝翔館中等教育学校と柳河特別支援学校において電子黒板やタブレット端末を活用した授業研究を実施しており、ICT教育が学校教育にとって有用なものになるように今後もしっかりと研究していきたい旨の説明があった。

これに対して、住吉委員長から、ICT教育については、まずは教員に機器を使いこなす技術を習得させること、そして、授業で利用できるソフトを構築して授業の充実を図る必要があるのではないかとの意見があった。

これに対して、日高企画調整課長から、ICTを活用した教育内容については担当課と連携・協議するとともに、研修内容についても機器操作のみではなく、教科授業における活用方法についても研修させる方向で実施していきたい旨の説明があった。

次いで、清家委員から、学力向上については地域格差を解消することが重要である。地域格差の原因として考えられる経済力については一朝一夕に解決できるものではないため、先生方のマンパワーと熱意が大事であると考えられるが、非常勤講師の派遣はどのようになっているのかとの質問があった。

これに対して、相原義務教育課長から、学力向上推進の強化市町村として18市町村を指定して非常勤講師の重点的配当を行っている旨の説明があった。実際には各教育事務所ごとに人数を割り当てて配当を行っているが、その半数以上を筑豊地区に重点的に配当しており、配当時間についても昨年度より拡充している旨の説明があった。

次いで、住吉委員長から、学校、地域によっては児童生徒を学校に登校させることから始めなければならない場合もあると思う。そういったところについては、教員や非常勤講師のみではなく、スクールソーシャルワーカー

カーの配置等も含めて検討してもらいたい旨の意見があった。

これに対して、相原義務教育課長から、課題を抱えた学校については総合的な対策を講じていきたい旨の説明があり、先行配置しているスクールソーシャルワーカーについては、概ね児童生徒の環境改善について効果があがっていると認識しており、引き続き取り組んでいきたい旨の説明があった。

次いで、奥田委員から、高大連携に関する県教委の取組等について質問があった。

これに対して、中島高校教育課長から、平成27年度から、福岡県立高校「新たな学びプロジェクト」を実施し、今後の新たな学びについて研究・実践に取り組むこととしている旨の説明があった。具体的には、糸島高校と九州大学が連携している事業を中心に、県内6つの高校とそれぞれに連携大学を決め、課題発見と解決に向けた主体的・協働的な学習を促す教育活動を推進していく旨の説明があった。

次いで、住吉委員長から、幼児期教育は教育の根底であり、幼小の連携は密にしなければならないと感じている。小学校への1日体験入学等のみではなく、先進的に行っている市町村を参考にし、幼稚園・保育園と小学校において、将来を見越した連携を是非進めていってほしい旨の要望があった。

これに対して、相原義務教育課長から、幼小連携事業を実施している小学校から、連携事業の実施により、特に小学校当初の難しい時期において、学校経営として非常にプラスに働いているとの意見もあり、今後研究していきたい旨の説明があった。

次いで、奥田委員から、九州地区の教育委員の会議に出席した際、熊本県の学校で朝の職員会議を中止し、子ども達と触れ合う時間を確保するという取組の報告があった。非常に興味のある取組であり、当県においても取り入れることができれば良いのではないかとの意見があった。

次いで、住吉委員長から他の意見の有無を問い、これについては、次回の教育委員会会議において、議事として審議することとなった。

公開審議はここまでとされ、住吉委員長から、傍聴人に対して退出が求められた。以後非公開にて審議を行う。

(3) 議事

- ・第20号議案 福岡県文化財保護審議会専門委員の人事について

赤司文化財保護課長から、福岡県文化財保護審議会条例第4条の規定に基づき、福岡県文化財保護審議会専門委員の人事を行うものである旨の説

明があった。

次いで審議が行われ、第20号議案は原案どおり可決された。

・第21号議案 福岡県社会教育委員の人事について

上田社会教育課長から、社会教育法第15条及び福岡県社会教育委員に関する条例の規定に基づき、福岡県社会教育委員の人事を行うものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、第21号議案は原案どおり可決された。

住吉委員長が閉会を宣言し、15時40分閉会した。